

第 2 2 期第 2 回秋田県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時・場所

日時：令和 7 年 7 月 1 5 日（火）午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 3 0 分

場所：秋田県庁 議会棟 2 階 特別会議室

2 出席者

委員（定数 1 0 名）

齋藤 寿、青谷 晃吉、小松 ひとみ、伊藤 克朗、菊地 勇、鈴木 学、森田 和文、小松 愛（8 名出席）

事務局・秋田県

事務局：藤田 学、藤原 剛、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：佐藤 滉平、伊藤 雄汰、鈴木 大喜

3 議事事項

- （1）八郎湖知事許可漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について（諮問）
- （2）八郎湖知事許可漁業の許可の有効期間について（諮問）
- （3）秋田県内水面漁場管理委員会委員の辞任について
- （4）令和 7 年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の結果について（報告）
- （5）その他

4 開会・あいさつ

○事務局（藤田）

ただ今より第 2 2 期第 2 回秋田県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

出席委員 8 名で、欠席委員 2 名、委員会規程 6 条により、過半数を超えているので、委員会は成立することを報告します。

それでは、齋藤会長から、ご挨拶をお願いいたします。

○齋藤会長

本日は大変お忙しい中、またお暑いところご出席いただきましてありがとうございます。前回の委員会が 2 月の後半でしたので、約 4 ヶ月半ぶりの開催となります。もう 7 月半ばですが、近年は大雨災害が発生していたこともあり、この時期はずいぶんと神経質になっていると思います。水産関連では川からの流木が海で漁業被害を引き起こしていたり、内水面の方でも養殖業者の魚が流されたり斃死したという報告を聞いています。その報告には含まれていませんでしたが、お

そらく、河川に蓄積した泥や石の影響で河川状況が変化し、魚が流されたりと漁協においては危機感を持っている状況だと思われれます。今年の県内における大雨被害については聞いていませんが、先日、気象庁のホームページを見たところ、秋田周辺の梅雨明けは7月28日頃と記載がありました。昨日、台風が太平洋側を通過し、まだ安心できる状況にはありませんが、気象情報には神経質になっていきたいと思っています。今年の報告では、子吉川水系漁協・阿仁川漁協ではアユの稚魚の遡上が比較的良好だと聞きました。7月に入ってから、アユ釣りも良好と聞き安心はしているところだったのですが、県内各地でクマが出現しており、各漁協において事故無く釣りを楽しんでもらえればと思っています。

今日の議題は八郎湖の知事許可漁業に関する諮問、委員の辞任について、全国内水面漁場管理委員会の通常総会の報告となっています。何卒、皆さんの活発なご審議をお願いいたします。

○事務局（藤田）

ありがとうございました。

本日は、今年度最初の委員会ですので、水産漁港課長からご挨拶を申し上げるところですが、急な会議のため、やむを得ず欠席となりましたので、預かってまいりました挨拶文を僭越ながら代読させていただきます。

日頃、皆さま方には本県水産業の振興や漁業調整にご尽力、ご協力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、本県におきましては、昨年の大雨災害による河川環境の悪化やアユ、サクラマスなどの重要資源の低迷、並びに遊漁者の減少などの多くの課題を抱えております。

また、ブラウントラウトなどの外来種の侵入やカワウの飛来なども依然として深刻な脅威となっております。

こうした中、水産漁港課といたしましても、水産資源の適切な管理と内水面漁業の活性化を図るため、増殖業務にあたっては、令和6年度から種苗放流に偏重することなく、産卵場造成などを積極的に組み入れられるよう増殖指針を見直したほか、遊漁振興への取り組みに対し、引き続き支援していくこととしております。

さて、本委員会は、内水面漁業に係る審査だけではなく、水産資源の保護培養、コイヘルペスウイルス病などのまん延防止対策に係る指示など、その役割は多岐にわたります。

委員の皆さまにおかれましては、今年の1月からの任期でございますが、長年培ってこられた知識や経験に基づき、忌憚のないご意見をいただければと思います。

最後に、本委員会の議論が実りあるものになることをご祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

5 資料確認

(事務局が資料確認)

6 議事録署名委員選出

○齋藤議長

議事に入る前に議事録署名委員を指名します。事務局案はありますか。

○事務局（藤田）

小松愛委員、鈴木委員にお願いしたいと考えております。

○齋藤議長

それでは、小松愛委員、鈴木委員のお二方、よろしいでしょうか。

○小松愛委員、鈴木委員

はい。

○齋藤議長

それでは、よろしく申し上げます。

7 議事

議題1：八郎湖知事許可漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について（諮問）

議題2：八郎湖知事許可漁業の許可の有効期間について（諮問）

○齋藤議長

それでは議事に入ります。（1）八郎湖知事許可漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について（諮問）、事務局から説明をお願いします。

○事務局（佐藤）

はい。佐藤が説明させていただきます。初めに、議題1と議題2は関連しますので、議題2「八郎湖知事許可漁業の有効期間について（諮問）」と併せて説明してもよろしいでしょうか。

○齋藤議長

それでは（2）の有効期間に関する諮問と併せて説明をお願いします。

○事務局（佐藤）

まず初めに資料1をご覧ください。八郎湖建網漁業・ふくべ網漁業・雑刺し網漁業・しらうお機船船びき網漁業の4漁業の許可に係る公示を行うための諮問となります。

（諮問文読み上げ。）

裏面の2P～3Pに記載の告示案をご覧ください。表に記載しています操業区域や操業時機・漁業を営む者の資格などの内容は八郎湖知事許可漁業の許可方針に基づいたものとなっております。表の「許可又は起業の認可をすべき漁業者の数」については事前に漁協から漁法ごとの希望者数を聞いた上で記載しております。

す。八郎潟建網漁業2名、ふくべ網漁業1名、雑刺し網漁業1名、しらうお機船船びき網漁業7名の募集となります。これら漁業の本許可については昨年度の11月に既に許可済みでありまして、今回の分は追加申請分ということになります。許可を申請すべき期間は県広報への掲載準備を考慮して、7月25日から8月4日までの期間として、ふくべ網・建網の漁期初日の9月1日に間に合う様に手続きを進めたいと考えております。

次に八郎湖知事許可漁業の許可の有効期間について（諮問）についての内容となります。資料右上に当日配布と記載された資料をご覧ください。

（諮問文読み上げ。）

知事許可漁業の有効期間は秋田県漁業調整規則第15条第1項において3年となっていますが、今回の様な追加申請分を3年で許可した場合は昨年許可した本許可の期間満了日と乖離が起るため、漁業調整をはかることが難しくなることから、3年を3年以内として、既に許可している本許可と終了日を統一したいということになります。したがって、今回、公示を行う4漁業の有効期間についても既に許可している終了日に合わせて令和9年12月31日までとしています。今後も八郎湖知事許可漁業において、本許可以降の追加申請があった場合には本許可の有効期間終了日に合わせて3年以内で調整したいと考えております。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○齋藤議長

八郎湖知事許可漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間、許可の有効期間について、委員の皆さま、質問、意見はありませんか。

○森田委員

資料の2ページに許可を申請すべき期間の記載がありますが、これには全ての漁業が含まれていますか。

○事務局（佐藤）

今回、対象としているのは八郎湖建網漁業・ふくべ網漁業・雑刺し網漁業・しらうお機船船びき網漁業の4漁業のみとなっています。

○伊藤委員

参考までに、前回の漁業者数の変動はあったのでしょうか。

○事務局（佐藤）

許可数ということでよかったですでしょうか。

○伊藤委員

はい。

○事務局（佐藤）

前回は昨年9月の一斉更新時だったのですが、ほとんどの漁業者が更新を迎えるタイミングであり、八郎湖建網漁業26件、ふくべ網漁業12件、雑刺し網漁業5件、しらうお機船船びき網漁業68件で公示を行っております。

○齋藤議長

一点確認してもいいでしょうか。今、報告された件数は更新前の最終件数ということでよかったですでしょうか。既に出している許可に今回の追加申請に対する許可を足しても更新前の件数を超えていないということで大丈夫でしょうか。

○事務局（藤原）

先程、佐藤から説明のあった数は前回更新時の公示件数で、実際の許可件数はそれよりも少なくなっています。そのため、現在の許可件数に今回の公示件数を足しても、前回の件数を下回ります。

○齋藤議長

許可方針に記載されている件数の内数であるということでもいいでしょうか。

○事務局（藤原）

はい、そうなります。

○齋藤議長

もう1点質問があるのですが、今回の要望以降、来年とか令和9年12月末までの申請があった場合でも、全て終期は揃えるということによかったですでしょうか。

○事務局（佐藤）

はい、そうなります。

○齋藤議長

分かりました。他に質問、意見のある方はいますか。

○委員

（発言なし）

○齋藤議長

それでは、特に異議のない旨の答申をしたいと思います。事務局で答申文案はありますか

○事務局（佐藤）

（答申文案読み上げ。）

○齋藤議長

ただいま朗読された文案でいかがでしょうか。

○委員

異議なし

○齋藤議長

それでは、この文案で答申することにいたします。事務局で手続きを進めてください。

議題3：秋田県内水面漁場管理委員会委員の辞任について

○齋藤議長

それでは次に進みます。（3）秋田県内水面漁場管理委員会委員の辞任について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤田）

秋田県内水面漁場管理委員会委員の辞任について、ご説明させていただきます。

初めに資料3、2ページをご覧ください。令和7年7月15日付けで、萩野委員から秋田県知事あてに、一身上の都合により委員を辞任したい旨の届出がありました。

1ページをご覧ください。漁業法第141条では「委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。」とされております。漁業法に関する解説書では、内水面漁場管理委員会の委員は、正当な事由がなければその職を辞することができないこと、辞任について、都道府県知事及び内水面漁場管理委員会の同意があることが辞任の要件とされております。

なお、「正当な事由」については、法文上明確にされておらず、社会通念に従って判断すべきであり、本人の意思や事情による辞任を不可能にするというものではないと記載もございました。

ご本人へ一身上の都合について確認したところ、養殖業との調整が難しくなり委員としての活動に十分な時間を割くことができなくなったことから当委員会の委員を辞任したいとのことでもございました。説明は以上です。萩野委員の辞任についての委員会の同意の可否についてご審議願います。

○齋藤議長

ただいまの説明について、委員の皆さま、質問、意見はありませんか。

○委員

（発言なし）

○齋藤議長

ご意見などないようですので、萩野委員の辞任について、当委員会として同意するというところで、ご異議ございませんか。

○委員

異議なし

○齋藤議長

それでは、萩野委員の辞任の同意が決定されました。事務局から今後の手続きとか追加説明はありますか。

○事務局（藤田）

委員辞任の手続きについてご説明させていただきます。

同意文案を配付しますのでご覧ください。

（同意文案読み上げ。）

先ほど当委員会の同意が得られましたので、内水面漁場管理委員会会長から知事あてに議事録を付してその旨を報告させていただきます。その後、知事の決裁を経て解任となります。

なお、漁業法の解説には「委員が欠員している場合は、円滑な委員の補充とな

るよう、少なくとも1年以内に新たな委員を選任できるよう適切な運用が求められる」とありますので、今後、新たな委員の選任について準備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○齋藤議長

皆さま、ご意見等ございませんか。

○委員

(発言なし)

○齋藤議長

ないようですので、事務局で手続きを進めてください。

議題4：令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の結果について (報告)

○齋藤議長

それでは次に進みます。(4)令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の結果について(報告)、事務局から説明をお願いします。

○事務局(高橋)

資料2をご覧ください。全国内水面漁場管理委員会連合会、略しまして全内漁管連の令和7年度通常総会が5月30日に東京都千代田区にありますTKPビルで開催されました。

これに齋藤会長と私、高橋が出席してまいりましたので、通常総会の結果をご報告します。2ページの次第をご覧ください。次第1～7「議事録署名人の選出」までの説明は省略させていただきます。なお、次第4の「表彰」につきましては、今年度本県から表彰対象者はありませんでした。

8の「議事」は第1号議案から4号議案までございまして、1号から2号議案については、資料は添付しておりませんが、第1号議案では、令和6年度予算額約2,560万円に対し、決算額が約610万円で、不用額約1,950万円は全額令和7年度に繰り越すという事務局案などが承認されました。

第2号議案では、本年度の事業計画はほぼ前年度と同様の内容とし、東日本ブロック協議会の開催場所については、昨年は山形県でしたが、今年は千葉県で10月末に開催されることとなりました。

次に第3号議案、令和7年度提案書案について説明させていただきます。

本提案書は、今年の7月に農水省や環境省などの関係省庁を訪問し、提案・要望活動を行うための資料となります。

提案書の内容につきましては、昨年から全内漁管連で検討され、素案を作成し、その後ブロック協議会で議論し、通常総会で了承を得たものとなります。

6ページ以降から提案書の中身となっております。今回変更する部分につきましては、下線が引いてございます。変更点について簡単にご説明させていただきます。

6 ページは外来魚対策についてです。ページ中段、被害報告件数については、令和5年は418件でしたが、453件に増加したため修正してございます。その他の変更点は、重点に記載しておりますコウライオヤニラミなど新たに生息が確認され、今後拡大が懸念される種類については、生息が拡大しないよう調査を行い、対策を図ることが追記されております。加えて、ミシシippアカミミガメ等の駆除技術開発等への支援、ブラウントラウト等に関する情報発信や啓発の強化についても行うことが追記されました。7 ページについては、外来魚から外来生物等に変更してございます。

続きまして8 ページをご覧ください。鳥類による食害対策についてです。令和5年は被害報告数が532件だったのに対し、544件に増加したため、修正してございます。重点については、よりカワウによる被害が深刻であることを示すために農林水産省・環境省が示している被害を与えるカワウの個体数を半減させるという目標が達成できていない旨追記しております。

重点の3については、サギ類による食害もある都道府県もございましてサギ類が追記されました。

続きまして、9 ページ魚病対策についてです。重点の2について、コイヘルペスウイルス病発生から20年が経過していることから、既発生の公共用水域における放流・移植・持ち出しの制限を解除するための基準、またその進捗を国は速やかに示すことを追記しております。

続きまして11 ページ、河川湖沼環境の保全及び啓発につきましては、重点の1、近年頻発している大規模災害に対し、漁業の生産体制の整備への細やかな支援策について検討を進める旨追記しております。12 ページの重点4には、異常繁殖している藻類の種類が追記されております。ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイが追記されました。

14 ページ以降は大きな変更はございませんでしたので説明は省略させていただきます。

続きまして、18 ページをご覧ください。第4号議案、次期役員及び事務局案についてです。1枚めくっていただいて19 ページ、全内漁管連の役員名簿案です。本県の会長は、令和4年度から東日本ブロックの監事となっており、今回の通常総会同日の午前中には齋藤会長に監査会にも出席いただき書類等ご確認いただきました。今回を最後に4年間の任期を終え、東日本ブロックの監事は茨城県の会長へ変更となりました。なお、19 ページから20 ページの名簿案はすべて了承され、全内漁管連の会長理事は、滋賀県から鹿児島県の会長となりました。説明は以上です。

○齋藤議長

ただ今、お話のあったように私も総会とその前に開催された監査会に監事として出席しました。監査報告は代表監事の山梨県が問題がなかった旨報告させていただきました無事に終了することができました。当県は監事を4年やったということで

ありますが、私は最後の年のみでした。かなりの量の資料が事前に送付されてきまして、見方等について勉強させていただきました。内容について滋賀県の事務局にも問い合わせてもらい、本県の事務局からも色々と資料をいただきました。この場を借りまして、お礼を申し上げたいと思います。

ただいまの説明について、委員の皆さま、質問、意見はありませんか。

○青谷委員

こちらの提案内容についてはどのように周知されているのでしょうか。

○齋藤議長

提案内容については全内漁管連が窓口となって農水省・環境省へ要望として提出します。要望内容への国の具体的な対応については、後日の全内漁管連の総会で報告されることになっています。

○青谷委員

分かりました。

○齋藤議長

他に質問のある方はいますか。

○森田委員

8 ページに記載のあるカワウについては、八郎湖でも問題となっており、当組合においても対策を考えています。キツネやタヌキは1頭当たり5千円程度の報償金がでますが、カワウ駆除の補助金についてはどのようになっているのでしょうか。

○事務局（高橋）

全国内水面漁業協同組合連合会から内水面漁協に対してはカワウ駆除の補助金が出ていますが、それを八郎湖増殖漁協に配当することは現状難しいと思います。また、補助金を受けている内水面漁協からも金額が足りないとの声が上がっておりまして、1羽駆除につき5千円とはなっていますが、当県から出すのは難しい状況です。この点については制度上湖沼に使えるか確認したいと思います。

○鈴木委員

ただ今、カワウの件でお話がありましたが、参考までに子吉川水系での現状についてお伝えしたいと思います。管内にかなり大きなため池があるのですが、卵の孵化を抑制するためにドライアイスを使用した方法を実践しています。昨年のカワウの巣の数が160個程ありましたが、今年度は200個を超えています。最初にドローンを飛ばして全ての巣の位置を確認し、後日、ドライアイスの投入を同時に全ての巣に対して行った次第であります。5月末になってから、自然保護課の職員の方々がボートを使用して、ドライアイス投入したカワウの巣を確認してくれました。立地的に確認できなかった場所を除き、全ての巣で卵の孵化を抑制できていました。ため池であったため、今回の方法をとることができましたが、米代川・雄物川水系では対応に大変苦慮しています。経費的にもですが、カワウが頭の良い動物ということもあり、難しい点もあります。カワウ1羽によ

る1日あたりの食害量は500gと言われており、対策は一年たりとも欠かすことはできません。この点について、現状を理解して頂けたらと思っています。

○齋藤議長

他に質問、意見のある方はいますか。

○菊地委員

全内漁管連の提案書についてはその通りだとは思いますが、毎年、似たような内容で文言が少し変わっているだけのようにも思えます。ただ、継続するという事は重要だとは思いますが、当県に関連した事をもっと取り上げていただければと思います。例を挙げますと、当県の建設部は「雪捨て場」と表現していますが、国交省においては「埋設場」と表現しています。毎年、除雪作業で河川敷に運搬されてくる雪には雨水だけではなく融雪剤が大量に含まれているため、河川に大きな影響が出ています。国交省管轄では、本流部に雪が出ないように河川敷内にポールが立てられ、総量規制も行われており、厳格な管理下にあります。それに対して、当県の建設部が管理する区域においては、直接、川に投棄される事例が多いように思われます。これは、青森・岩手などの近隣県においても同じ様な事例を聞くことがたびたびあります。10月に東日本ブロック会議があるので、雪の投棄が河川に与える影響への対策を秋田県から提案していただきたいと思っています。

○事務局（高橋）

10月の東日本ブロック会議の前に、各県からの要望事項の提出があります。その際に、今の内容をまとめて要望内容に組み込み、本会議において協議してもらおう方向で検討したいと思っています。

○齋藤議長

他に質問、意見のある方はいますか。

今、お話があったこの提案書に関しては、水産漁港課や当委員会だけで話がまとまるわけではなく、自然保護課・河川砂防課などの他の部署とも話し合った上でとなりますので、時間的にかかる点をご理解いただきますようお願いいたします。

議題5：その他

○齋藤議長

それでは、次に進みます。

(5)のその他です。議題にはないですが、この場で議論する必要がある内容について何かありますか。

○青谷委員

6月の県議会で、八郎湖におけるシジミ漁についての一般質問があったように思います。この場で、内容を詳しく教えてもらえないでしょうか。

○事務局（藤田）

八郎湖は汽水域ではないため、ヤマトシジミの増殖については厳しいと思われ

ます。そこで、淡水性のセタシジミの生息状況や底質環境の調査を実施していきこうと補正予算を組みました。農林水産委員会の中でも、この調査は単年で終了するものなのかといった話が出たものと記憶しています。それに対して、現状の把握が重要と考えており、補正予算としては約60万円がつき、水産振興センターが調査を実施しています。これらの調査結果を基に淡水性のセタシジミが増殖する可能性があるのかについて検討していききたいと思っております。

○事務局（高橋）

その農林水産委員会において、「シジミ調査を行うということは八郎湖に海水を入れる事になると誤解されるのではないかと委員の方から質問がありました。それに対しては、決して海水を入れる調査でない旨を回答し、八郎湖近隣の土地改良区等にも文書で周知しております。

○青谷委員

生息調査を実施する方向で動かれるとのことですが、淡水のシジミの場合は、この10年間でタイワンシジミが増殖していると聞いております。セタシジミだと思って採ってもそれはタイワンシジミの可能性もあります。必ず生息調査と併せてDNA調査もしてくださるようお願いしたいです。

○齋藤議長

他に質問、意見のある方はいますか。

○伊藤委員

この場を借りまして、情報の共有をさせていただきたいと思えます。アユの遡上について釣り人からの評判がいいと聞いております。子吉川漁協においては、遊漁券の売れ行きはどうでしょうか。

○鈴木委員

まだ、遊漁券の売れ行きについて具体的数字による把握はできていません。しかし、アユ釣りが解禁となった7月1日以降の釣り人がかなり増えていると感じています。また、小ぶりのアユが多い様ですが、遡上状況は例年にも増して良好だと聞いております。

○伊藤委員

役内・雄物川漁協においてはアユの遡上状況はどうですか。

○菊地委員

雄物川水系全体で見ると、玉川においてようやくアユの遡上を確認されているようです。水系全体が渇水状態のため、雄物川本流でも山城堰あたりまではアユの天然遡上はかなり見られています。しかし、役内川においては渇水状態ということもあり、あまり見られてはおりません。

○伊藤委員

今年、アユの天然遡上が多いのかをデータとして共有できればと思っております。

○鈴木委員

今年のアユの天然遡上の多さは数十年ぶりの好調さで、要因としては海の環境が関係していると思います。山形県内の関係者にも問い合わせましたが、当県ほどのアユの遡上は見られないようです。

○齋藤議長

他に質問、意見のある方はいますか。

○委員

(発言なし)

○齋藤議長

事務局からは、何かありますか。

○事務局（藤田）

ありません。

○齋藤議長

それでは、次第の4の「その他」ですが、議題以外の事務的なことは何かありませんか？

私から一つお願いがあります。県内にある各漁協のホームページを見ましたが、更新日がだいぶ古い漁協が多くみられました。県内外からの遊漁者も多い状況にあるので、県から直接か内水面漁連を通して、ホームページの整備に関連する呼びかけを行っていただければと思っております。

○事務局（藤田）

分かりました。

○齋藤議長

他に何かありませんか。

○委員

(発言なし)

8 閉会

○齋藤議長

それでは、これで第22期第2回の秋田県内水面漁場管理委員会を閉会します。お疲れさまでした。